

お客様各位

— 医薬品の適正使用に欠かせない情報です。必ずお読みください。 —

「指定濫用防止医薬品」の指定に伴う 使用上の注意の改訂のお知らせ

2026年5月

鎮咳去痰薬



乗りもの酔い薬



製造販売元 **alfresa** アルフレッサファーマ株式会社
大阪市中央区石町二丁目2番9号

発売元 **Eisai** エーザイ株式会社
東京都文京区小石川4-6-10

平素より弊社製品をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび薬機法の一部改正に伴い、標記の3製品の「使用上の注意」を改訂いたしました。

今後のご使用に際しましては下記内容をご参照いただき、本書を適正使用情報としてご活用いただきますようお願い申し上げます。

1. 改訂対象製品

- ・アストフィリンS
- ・トラベルミン
- ・トラベルミン・ジュニア

2. 「指定濫用防止医薬品」の指定による表示の改訂点（3製品共通）

	改訂箇所・改訂内容
添付文書	使用上の注意の「してはいけないこと」の最下段に「過量服用しないでください。」を追記
外箱	「ご注意」の最上段に「過量服用しないでください。」を追記 「要確認」を追記（アストフィリンSは「 要 確認」）

3. 弊社該当製品の添付文書の改訂年月

2026年5月

※弊社ホームページ及び医薬品医療機器総合機構に掲載している添付文書の更新は2026年5月に行います。流通品の切り替えは在庫状況等により、旧記載の製品が流通する時期がございますが、順次、改訂添付文書を封入した製品に切り替えてまいります。

薬機法の一部改正に伴う「指定濫用防止医薬品」の概要

薬機法の一部改正により、「濫用等のおそれのある医薬品」については「指定濫用防止医薬品」と位置付けられ、新たに2成分（ジフェンヒドラミン、デキストロメトルフアン）が追加されました。これに伴い、対象の成分を含有する弊社製品の添付文書及び外箱（容器や被包）に、注意事項の追記等を行いました。

「指定濫用防止医薬品」

以下の成分を含有する製剤が規制の対象となります。※外用剤を除く

- ・エフェドリン
- ・コデイン
- ・ジヒドロコデイン
- ・プロモバレリル尿素
- ・プソイドエフェドリン
- ・メチルエフェドリン
- ・デキストロメトルフアン（追加）
- ・ジフェンヒドラミン（追加）

※弊社該当製品の成分

販売名	アストフィリンS	トラベルミン	トラベルミン・ジュニア
含有成分 (添加物除く)	ジプロフィリン <u>d1-メチルエフェドリン塩酸塩</u> ノスカピン <u>ジフェンヒドラミン塩酸塩</u>	ジフェンヒドラミンサリチル酸塩 ジプロフィリン	

下線部：指定濫用防止医薬品に該当する成分

薬局・販売店の皆さまへ

対象製品の販売時には、薬剤師または登録販売者による確認・情報提供等、関係法令および関連通知・運用に則ったご対応をお願いいたします。

- ★製品に関するお問い合わせ先：エーザイ株式会社 hhc ホットライン
フリーダイヤル 0120-161-454 9～18時（土、日、祝日 9～17時）
- ★製品情報は、エーザイホームページでご覧いただけます。
<https://www.eisai.jp>

本製品の最新添付文書は独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページからご覧ください。
<https://www.pmda.go.jp/>